

平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会
第 12 回会議要旨

<出席者>

外部評価委員（4名）

岡本部長、小菅委員、中原委員、山村委員、
事務局（3名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

説明者（3名）

計画事業 8「男女共同参画の推進」

9「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」

11「子どもの居場所づくりの充実」

12「地域における子育て支援サービスの充実」

30「高齢者を地域で支えるしくみづくり」

31「介護保険サービスの基盤整備」

36「高齢者の社会参加といきがづくりの拠点整備」

131「高齢者総合相談センターの機能強化」

高齢者サービス課長、介護保険課長、男女共同参画課長、子どもサービス課長

<開催日>

平成 22 年 8 月 25 日（水）

<場所>

区役所本庁者 6 階 第 4 委員会室

<開会>

1 計画事業ヒアリングの実施

【部会長】

第2部会を始めさせていただきたいと思います。

<委員紹介>

<説明者自己紹介>

【部会長】

計画事業30「高齢者を地域で支えるしくみづくり」、36「高齢者の社会参加と生きがづくりの拠点整備」という、この2つの事業について、質問させていただきたいと思います。

まず、30「高齢者を地域で支えるしくみづくり」のところで、認知症サポーター養成の講師は、区の職員、地域包括支援センターの職員ということですが、認知症についてどの程度の知

識があるのかということをお伺いします。

【説明者】

特に専門職ということではありません。また、キャラバン・メイトと言うのですけれども、そういう資格がある人というわけでもありません。養成講座修了者をキャラバン・メイトという呼び方をしています。

一般の方々向けに認知症サポーター養成講座をやっておりますが、そういう講座を経て、だんだんレベルが上がっていった認知症に詳しい人ということで、講師をしています。その方々がまた新たなサポーターの養成講座を受け持つと、そういう仕組みになっております。

【部会長】

そうすると、区の行政の職員はキャラバン・メイトになっている。

【説明者】

なっている者もいます。サポーター養成講座を卒業したらキャラバン・メイトになれるかという、そうではなくて、もっともう少し高い知識を得ないとなれません。

【部会長】

講習を受けなければなりませんね。皆さんキャラバン・メイトの講師になるための研修は修了していると考えていいのですね。

【説明者】

講師をやっている方々はキャラバン・メイトの講習を修了しているということです。

【部会長】

単に行政の職員だからやっているわけではない。例えば地域包括支援センターでは、看護師、社会福祉士、ケアマネジャーの方がやっているということですね。

【説明者】

地域包括支援センターの3職種で、全員というわけではないのですけれども、高齢者総合相談センターの職員にも出ていただいて、キャラバン・メイトの資格をとっていただいています。

今後地域でもサポーター養成講座の開催をどんどんやっていきますので、そういう方々が講師をするということです。

【部会長】

熱中症対策などではどうですかということについては、役立っているというお答えをいただいておりますが、具体的に何かありますか。

【説明者】

見守り協力員を始めとして地域包括支援センターの職員も関係いたしまして、自分が持っているケースの該当者に電話にて声かけなどを行っています。

【部会長】

新宿は特に事故等は起こってないのですか。

【説明者】

最終的な死因は、心不全とかそういうので出てきてしまいますので、熱中症で亡くなったか

どうかというのがちょっと定かではないのですね。ただ、私どもでつかんでいる中では、高齢者総合相談所の職員が声かけした方が残念ながら2日後にお亡くなりになっていたというケースがありまして、多分熱中症ではないかなと思われま。

【委員】

この事業の対象になっている方々が新宿区にはどのぐらいおられ、それに対して行政側の体制はどういうふうになっているのでしょうか。

意見交換会等への参加者数250ということで、これは多くの人に関心を持ってもらうためにこういう活動をされていると受けとめたのですが、最近はこのように全体像がつかみきれてないということも議論になりますので、まず全体像がどうなっているかということをお伺いしたい。

【説明者】

ここに書かれている数字は、あくまで社会福祉協議会の見守り協力員さんが対象とする数ということです。見守り協力員さんの数は、現在359名の方がいらっしゃる。お1人で1人から3人という規模を見守るといことがございますので、認知症に限らず見守り対象の方々をここでは680人と記載しているということで、現実のところでは747人の方を今見守りしています。

【部会長】

区が把握している、見守りが必要とする高齢者の数というのはどのぐらいなのか。

【説明者】

区は今例えば「ぬくもりだより」という情報紙を月2回配布しておりますが、その方々の対象が4,500、4,600ぐらいの数でございます。これは75歳以上の高齢者の方々全戸を訪問いたしまして、そういう見守りが必要かということをお聞きして、了解が得られた方々に情報紙の配布を兼ねながら安否確認というところを行っている事業です。

単身高齢者ということでは、住民基本台帳上の数字では1万4,000人ぐらいと出てきます。国勢調査では、75歳以上のひとり暮らしというのは9,000人弱です。この人たちを「ぬくもりだより」の配布対象にするのか、全数を民生委員の方があたりましたところ、現実には敷地内に家族がいる、お子さんが同居しているという方がかなりの比率でいらっしゃいました。最終的に絞られた数として4,500という情報紙の訪問事業の対象としては出てきました。

【委員】

この事業がある程度必要なものを満たしているというふうに判断されているのか、いや不足してもっと充実しなきゃいかんと判断されているのかというあたりがこの表現の中ではっきりわかりづらかったということです。

【説明者】

ここに書いているのがひとり暮らし高齢者情報紙、孤独死防止と認知症サポーター養成講座、それぐらいに限定されています。しかし、実際はもっと数多くやっています。

【委員】

その事業の大部分は、経常事業なのですか。

【説明者】

そうです。

【委員】

この部分だけが計画事業で行われていると。

【説明者】

新しく計画的に進めているということで、今後はこれが多分経常事業化していこうと思っております。

【委員】

例えばここに情報紙の配布と書いてある、これ一つとっても、恐らく23区26市の中でも画期的な事業なのです。他の区市では見られない事業です。そういうこと一言書いていただければわかりやすいのだけれども、本当に区長の肝入れでやった情報紙の配布を悉皆調査をして一軒一軒確認しながら面接して渡すわけです。情報紙を読むということではなくて、確認の意味です。新宿区は、今メディアで盛んになっている100歳以上の高齢者云々の問題ももう2年前にやっているわけで、本当にこれ画期的です。これでは、そういうことを読み取れない。

【部会長】

書き方ですね。

【委員】

100歳以上の生存不明者の問題で、他区に行ってきました。やはり区長以下大変苦勞されて実態調査をしているということでした。新宿区にはそういうことは今のところないということで、こういう事業が非常に高い評価をされてもいいのではないかと思います。

【部会長】

アピールする視点というのですか、そこを工夫していただきたい。

【委員】

4,500人対象になっている「ぬくもりだより」を配っているのはどういう方ですか。

【説明者】

NPO、社会福祉協議会、シルバー人材センター、社会福祉協議会のボランティアの方に頼んでいます。年24回のうちの2回、6月、12月が基本なのですけれども、それは点検型実態調査ということをやしまして、民生委員の方をお願いしています。

【部会長】

見守り対象者数は、目標数値を挙げていますが、この対象者数は協力員数が伸びなければこの対象者数も伸びないわけですね。ボランティアが十分いたとすると、最終的には何人ぐらいが本当は理想的といったところになりますか。やっぱり先ほどの4,500人ぐらいはというところに落ち着きますか。

【説明者】

そうですね。今はそれプラスアルファぐらいだと思うのですよ。そのときも全部回っていたいて、拒否されなかった方々が4,500という数字で出てきていますので、その方々がとりあえずの対象かと思われま。

【委員】

認知症サポーター養成講座はこの計画事業の一部ですか。

【説明者】

はい、認知症サポーター養成講座というのは、区民向けに特定の会場で開く場合のほか、企業や大学等からの要請があればそこにキャラバン・メイトの講師が出向いてやっています。そういう中で、今年度1カ所学校から要望がありまして実施しています。

【委員】

民生委員、シルバー人材センターの方の方というのは割合と高齢の方が多くて、地域で支える仕組みづくりで若年層に至るまで連携を行うというのは、この目的の対象者を広げるという意味で非常にいいと思いましたので、そういった記述もこの計画事業の一部にあってもいいのではと思いました。

【部会長】

見守り隊は、社会福祉協議会に働きかけるなどの増やす努力はやっていますか。

【説明者】

区から社会福祉協議会に働きかけています。

【部会長】

続きまして、36「高齢者の社会参加といきがづくりの拠点整備」です。いくつかのところでは指定管理を導入していますが、指定管理応募者の数少ないと思いませんか。

【説明者】

児童館と併設ということもありまして、なかなか児童と高齢者両方やるところがなく、難しいところでは。

22年度の新宿・上落合・山吹町地域交流館では3社でした。当初の説明会には10社近くは来ていたのですが、実際に応募してきたのが3社でした。基本的に部屋を貸すという業務で、その部分と事業展開も、ということで、それを受けられる事業者というのが現実にはなかなか少ないのかなという認識です。

【部会長】

働きかけはしていますか。他区で評判のいい事業者などに入っていただくような努力をしていますか。

【説明者】

はい、それもいたしました。他区でユニークな事業をやっているところに声をかけたのですが、これには応募がなかったということです。

この新宿、山吹町は小さな館で、新宿1館では応募があったかどうかと感じているところです。ここは3館一遍にやって何とか3社の応募を得たのではないかなという認識です。

【部会長】

無理に指定管理者を選んでいませんかということなのです。ここなら任せられるというのではなくて、応募が少ない中で、少ない中でも選ばなければいけない、指定管理ありきではなか

ったか。無理であれば今までどおりやってもいいのではないかという発想はありましたか。

【説明者】

新宿区で高齢者の施設の指定管理者をやっているところは3社です。これだけあって結局3社だけというところで、その3社は大変評判もよろしく、しっかりしたところが指定管理を行っています。もちろん無理やり選んだというわけではありません。

【部会長】

利用者懇談会に区職員が出席することによって、利用者の意見を聞いているということなのですけども、区民から具体的にどんな評価を受けていますか。

【説明者】

児童館と併設のところで、高齢者にもきちんとあいさつをしてもらえるとということからまず感謝の声が挙がっております。また、高齢者向けの介護予防とかにつながる事業を展開しているところでは、事業について評価を得ています。

始めたばかりですからどんどん展開されていくと思います。事業によって皆さんのお声を聞いていきたいと考えています。

【委員】

一つは、区としてこの21年度の状況、22年度の評価のところに記述されているように、社会貢献活動の拠点として、充実させることが必要ですと書いておられるわけですけども、内容としてはどうですか。

【説明者】

これからの地域交流館、あるいはシニア活動館というところは、会合なり、地域交流、そして社会貢献活動の拠点と、そういう意識で館の運営をしていきたいと考えています。

【委員】

地域交流館としての機能というのについて、どういう内容を持ち、どう充実させていくかというのは、この計画事業の範囲の中で企画することなのですか。それともまた別にそれは経常事業かなんかにそういうのがあるのですか。

【説明者】

現在計画事業の中で展開をしているところです。

【委員】

その拠点をどういうふうに生かしていけばいいという考えなのですか。

【説明者】

今後の事業展開というところでいきますと、できているのは介護予防事業というところで、地域交流なり、社会拠点活動の拠点という面は、まだまだ展開ができてないと思っています。

もともとシニア活動館は、団塊の世代と言われる世代がそろそろ地域に出てきてくるという考えがございまして、そのころ19年度につくられた計画です。現実にはそういう方々がまだ地域に出てこなかった。今の状況は、75以上から80代ぐらいが中心になっておりますので、現在のところ社会拠点活動という面ではなかなか事業展開ができていないという面があります。

【委員】

団塊の世代に地域デビューをしてもらい、大いに活動してもらうことによって、豊かな地域ができると思っています。そののころに対しての働きかけがないと十分に機能しないと危惧するわけです。

【説明者】

今手探りでやっているのですが、例えば生涯現役塾というのを事業展開しております。これは50歳以上の方々に現役をちょっとリタイヤされた方々が、地域で何らかの拠点活動をしていただきたいということを目的として、塾を開催し、塾の卒業生が地域に散らばって活躍していただくということでやっています。そういう方々の活動の拠点としてシニア活動館という場所を選んでいただくという青写真を描いていました。しかし、正直なところ、それもあまりうまくいっているという状況ではないところです。その生涯現役塾に来られる方々も、70代後半という状況になっています。

地域文化部でやっております地域人材塾というのがあります。そちらはもうちょっと若い方々を含めた広い範囲で、地域を引っ張っていく人材を養成しようということを目的として展開しています。

【委員】

指定管理者制度で仕組みができたところまで書かれたほうがいいと思いますね。

【委員】

指標が23年度までに2館ということで、20年度、21年度にて1館ずつ、さらにことぶき館をシニア活動館に変えていく予定はないのですか。

【説明者】

ことぶき館が全部で22館ぐらいあるのですが、それを全部地域交流館、あるいはシニア活動館に展開していく計画です。現在のところはこのシニア活動館というのが2館、地域交流館が5館で、今年度も1館地域交流館に変えていく、次の計画のときにまた新たにどこをシニア活動館にするか、地域交流館にするかということで計画を立てて順次進めています。

【部会長】

そうするといずれ経常事業のことぶき館の運営というのはなくなるということですね。

【説明者】

そうですね。

【部会長】

次に介護保険課、計画事業31「介護保険サービスの基盤整備」、131「高齢者総合相談センターの機能強化」です。

【説明者】

「介護保険サービスの基盤整備」についてです。現状小規模多機能というのは新宿区で3カ所できております。東京都内62区市町村で62カ所、そのうち新宿が3カ所できているというのは、総体的に見ると新宿区としてはかなり頑張っていますし、全国1,800市区町村のうちで

2,471カ所ですから、新宿区の整備水準が決して遅れていることではないとは思いますが。ただ、当初目標していた整備数には及んでないということで、苦戦しているという分析はしています。

そうした中で見えてきていることとして、なかなか採算ベースに乗らない事業だということが言われていました。そのあたり21年度の介護報酬の加算、その他のいろんな要望数値が出ており、加算措置、それから初期に事業開始時加算といたしまして、一月当たりの手当をしますという制度があったりしています。

【部会長】

一番お聞きしたいのは待機者が1,000人と言われる中で、大体半年ぐらいで入れる、最長でも1年あれば入所できますという答えなのですが、特別養護老人ホームの設置はうまくいってないわけですね。

【説明者】

国有地、都有地が出てくれば何とか整備をされていて、来年の2月には矢来町を竣工する予定です。都心部としては頑張っているのではないかと考えています。待機者数の分析では、在宅生活の困難度、現状を、在宅生活がどこまで困難なのかというところで、点数制にしていろいろな要素を盛り込んで、主たるものとしてわかりやすいところとしては、介護度の重さということになります。その他幾つかの要素を組み合わせるとして困難度で判定をしております。概ね要介護度4、5、その他困難度が高い方というのは、一貫して大体200人をちょっと切るぐらいなのです。その中でポイントが高い人が22年5月末段階では207名ということになってはいますが、来年の2月開設の矢来町とマザアスでちょうど100なので、年度内にはこの数が100人まで減ってくるだろうというふうにはみております。

【部会長】

今でも新宿区は新規に特別養護老人ホームを建てたときに入居対象者が減っていますか。

【説明者】

特別養護老人ホームを新規建設するたびに増えていくのです。要介護度4、5の人たちというのは、ほとんど横ばいで変わってなくて、いわゆる困難度で見ると中位の人たち、要介護1から3以下、単純に介護度だけではいけないのですが、必要度中位と判断される例としては、例えば要介護度3で、介護者が現在育児中であるとか、就労中であるとか、日中仕事があるといったような方が典型ということで考えて、その部分が増えているということです。

【部会長】

新宿区は、区全体で入所判定、優先入居やっているわけですね。上から順番にどんどん各ステップいかがですかという形であっせんして出していますね。

【説明者】

入所調整は私どものほうでやっています。申し込まれた方々に介護度、介護者がいるかどうかということを見て点数をつけます。また、申し込みの施設を3つ書けますが、その施設ごとの順位を出しまして、その施設ごとに順位の上位の方々を施設に推薦するというところでやっています。

【部会長】

今まで10番目だった人がそれよりもっと重い人が出てくると、12番目になったりすることがあるわけですね。

【説明者】

それは新しい方が増えればそうですけれども、今までの方も年3回やっていますけれども、要介護度が上がるということもございます。

【部会長】

重度の人で自分はかなり順番がもうすぐだと思ったのに、もっと条件の大変な人が来ると下がるわけですね。

【説明者】

可能性としてはあります。

【部会長】

そうなるとその人はここで出したような6.3カ月で入りますというようなのを実感として感じますかということなのです。実際はもう申し込んで2年なのに、自分よりも介護度が重い人が入っているということはないですか。新宿では例えば何年前に申し込んだという人も優先入居の順番の尺度としていらっしゃいますか。

【説明者】

例えば今、順位30番ぐらいか50番ぐらいまでの数を申し込まれた施設に送っております。ですから、その施設では1番から50番とつくかもしれませんけれども、施設は順番に、また自分のところで受け入れられるかどうかを見ます。その施設で1番だから入れるとは限りません。施設とその利用者との契約ですので。施設はその1番から50番までの名簿リストの中から今施設に入れられる人、例えば男女の比、医療措置が必要なのか等ありますので、そういう判断もして、その中で最上位の人にどうですかというお声かけするという状況ですので、必ずしも順番が上だからということにはあり得ないと考えられます。

【部会長】

出していただいている待機期間で入れますと読めるわけですよ。私はそれ以上待っていますよという人に対してどういうご説明をしますか。

【説明者】

待機期間で提出させていただいた資料は予測値なのですけれども、現実に入られた方がどのくらい待ってらっしゃったかということで調査いたしました。区内の特別擁護老人ホームですと1年近く待ってらっしゃる、だけれども、区外の特別擁護老人ホーム、契約ベッドを持っているところで、そこですと6箇月から8箇月くらいで入っているという統計数値が出ています。

平均しますと、8箇月か9箇月くらいでは、点数の高い方々は入られているという数字が出ています。

【部会長】

要介護3、4ぐらいの方は、新宿区ではほとんど入れないと考えています。

【説明者】

要介護4でもその他の条件が高ければ順位上がりますから。

【部会長】

なかなか順位の低い人は入れない、それが優先入居だとお考えなのですね。

【説明者】

要介護4、5プラスその他の状況が高い人を優先的に入れていくと考えております。1、2の方からも申し込みがありますので、そういう方々は多分長くなると思います。

【部会長】

施設入所は本当に重度の人しか無理というのを明確にしているということですね。

【説明者】

優先的ということです。

【部会長】

優先入所という国の制度にのっとってやっている以上、低くても大変だとか何とかということとは余り見ないで、特に順位の高い人からやっていますということですね。

【説明者】

順位の高い人というのは、例えば要介護度が低くても他が高いという条件が出てきます。

【部会長】

例えば認知症の人はダブルカウントやっているわけですね。認知症優位になっているという状況もあるということですね。

【説明者】

認知症でとにかく要介護が高ければということです。

【部会長】

認知症がなくて介護度が5の人と認知症があって介護度が5の人だと、優先入居のチェックリストの中で認知症がない人のほうが低くなってしまいます。

【説明者】

私どもの基準でも認知症で最高プラス5点というところは出てきますので、ないとは言えないと思います。

【委員】

私どものヒアリング項目で、4の設問に対して、後半在宅を中心とした地域密着型のサービスの整備に重点を置きながら、長期的視点に立った的確な事業予測のもとに進めていきます、とお書きになっているのですけれども、この所管は、高齢者サービス課ですか。

【説明者】

このあたりは第5期介護保険事業計画の策定の関係で介護保険課の部分になります。在宅生活への不安を抱えている方たちの待機者数が多い、増えているということを踏まえて、在宅生活の安心を支えるサービス、現状在宅の方にどう速やかに必要なサービスを入れていくかという視点で、地域包括ケア体制づくりが主なテーマになっています。次期ではさらに具体的に、

もう介護保険サービスのみでは支えきれないだろうということがあって、まず高齢者の住まいが確保されているということを前提に、必要なサービスを入れていく。それから共助といういわゆる介護保険制度ではなく、保険外サービスの公助の部分、ご自身の自助の部分それと地域の支え合いという視点もかなり入れていき、地域単位でちょうど特別養護老人ホーム、医療機関が一定の地域レベルであるようなイメージで事業展開をしていくというコンセプトになります。そうした中で、小規模多機能のような種別のサービスが今後必要になってくるだろうという認識でいます。

当然その一方で、どうしたって施設でなければという方は一定数いらっしゃるわけで、高齢者の絶対数が増えてきますから、最終的なセーフティーネットとして特別養護老人ホームの整備も必要になってくる。そこから、公有地等の活用があれば、適宜エントリーしていきたいと考えています。

【委員】

次期計画の中で、いわゆる基盤の整備という形でセーフティーネットを整備することと、それからもう一つは、自助をある程度基本に置きながら、家族なり地域なりの支えの中で進めていくというような社会ができることが望ましいと考えると。

後段の部分については、行政の担当はどこになるのですか。

【説明者】

高齢者サービス課であり、介護保険課であり、地域福祉課でありということで、現在この第5期に向けた、これを策定するための実態調査というのを今年度行っておりまして、その中で議論をたたいているのですが……。

【委員】

それは介護保険課でされているのですか。

【説明者】

いえ、高齢者サービス課、介護保険課、地域福祉課、それから健康部の保健センター、医療との連携が重要になっています。

【委員】

総括はどこなのですか。

【説明者】

総括は地域福祉課になります。全体の計画に対しては、地域福祉課になります。介護保険事業に関しては、介護保険課になります。

【委員】

もう少ししっかりした組織分掌が明確になることを望みたいという感じを持ちます。

【委員】

新宿において高齢者、分けても高齢者介護の課題は、区民最大の関心事だと思います。これからの展望を見たときに当然区民も期待を大きくしている事業だと思います。そういう意味で、年に3回の入居の順位見直しなどについても、一層区民にもっとPRをしないと、不公平感だ

けが出てしまうような感じがするのです。もう少し、こういう基準でこういう方々が入居できますよということをPRしていただきたい。特に相手が高齢者ですから、相当わかりやすくやらなければわからないだろうという感じがします。

ヒアリングの回答を見ますと、1年間待てば大体入所できるというのは本当ですかというようなことを私は体験として聞きたい感じを持っているわけですが、あくまでもこれは机上プランの試算ですからこのとおりにいかないことはわかっております。

国、都も小規模多機能型の居住介護の事業を進めているわけですが、区の場合に応募がないに等しいくらい少ない。今後を見た場合、新宿区の中で、土地取得から業者選定、それから運営を考えると立地条件にかなった100床近い特別擁護老人ホーム求めるというのは、非常に困難だろう、行政としても限界だろうと思います。

そういう意味で、今後の区民の期待と4期の計画書を見たときに小規模型の施設を開拓するしかないのではないかと思います。今後の展望はどうなのでしょう。

【説明者】

3所できて、定員も順調に埋まっているようで、特に東戸山に5月に開設したところは新しくきれいなところなので、見ていただき、イメージをつかんでいただくということが非常に大事だと思っています。まずはケアマネージャーに知っていただいてご紹介なりをしていただき、さらに、高齢者総合相談センターの職員にも見学会なりをやってもらう。近隣の方の見学会も熱心にやられているので、その結果も見たい。小規模多機能という名前が難しいので、何とかもう少しわかりやすく、なじんでもらえるよう積極的に進めていきたいと思っています。

【委員】

個室を希望していたにもかかわらず、個室へ入ってみるとどうもかかわり合いがないからやっぱり4人部屋、5人部屋のほうがいいという意見もあります。この辺は専門的にはどうなのでしょう。

【説明者】

居間があって、要は部屋に寝かせっぱなしではなくて、一つの自宅にいるようなユニット単位でもケアをしましょうということで、現実に20年に整備された新宿けやき園以降は個室ユニットで、国の方針に従って新宿区も整備しています。現実にケアを経験されている事業者のスタッフに聞いたところでは、ケアがやりやすくなり、明らかに入居者の評判もよくなってきたということです。新宿けやき園でも、介護度がかなり軽くなったというような話もあります。

【部会長】

では131「高齢者総合相談センターの機能強化」に関しては何かございますか。

【委員】

この高齢者総合相談センターですが、従来から比べるとはるかに機能レベルがアップしまして、なかなか評価できるという感じがいたします。何よりも名称を変えていただいたというのは、非常に高齢者がわかりやすく好評です。この名称も23区の中では新宿区だけではないでしょうか。いち早く区がこういうことをしていただいたということについて、利用者の立場、

区民の視線からすると大変評価できることだと思います。

【部会長】

どうもありがとうございました。

続きまして、子ども家庭部子どもサービス課で、計画事業11「子どもの居場所づくりの充実」と12「地域における子育て支援サービスの充実」です。

男女共同参画課で、計画事業8「男女共同参画の推進」、9「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進」もさせていただきます。

男女共同参画課からお願いします。

男女共同参画は、昨年度の外部評価を踏まえて、職員の意識を定着させるということを行っているわけで、例えば今回の質問の5のところで、「庁内の各部署が共同参画社会実現への役割を担っているという意識を定着させるとともに、それぞれの部署で連携した取り組みをすすめる」とあって、これを日常の仕事を通じて取り組むというふうに受けとめたのですけれども、具体的に何をやっているのでしょうか。

【説明者】

人材育成を担当している部署と連携して、職員報に「ワーク・ライフ・バランスでいこう」という記事を連載しています。1回目の22年2月にまずワーク・ライフ・バランスについて全体的な周知を、6月は改正育児介護休業法にあわせて、新たな特定事業主行動計画を策定し、働きやすい職場づくり、仕事と育児の両立支援という記事を共同で掲載しました。

さらに、男女平等セミナーということで、1月に各部課長をメイン対象として、ワーク・ライフ・バランスについての講演会を行いました。

地道な取り組みになってしまうのですが、職員の男女共同参画意識ということで、人材育成担当部署と連携をしながら啓発を進めているところです。

【部会長】

結果として職員の意識は変わりましたか。

【説明者】

職員の意識をどうはかるかというところが一番の難しいところだと思います。ワーク・ライフ・バランスイコール例えば長時間労働の短縮とか、自分の望むようなバランスでというようなものがあるのですけれども、現実的には、こちらから一方的に発信をしているという状況です。反響、反応というのを正直つかんでいるわけではありません。

【部会長】

例えば男性の育児休業取得率が上がったとかそういうことはありますか。

【説明者】

人材育成の担当で調査をしているところです。ただ、男性の育児介護ということでは、各所属長がコーディネーター役という形になりまして、きちっとそこを把握していくという調査もきていますので、そういった意味では全庁的な中で、男性の育児休業、または介護休業も含めて意識が高まっているのではないかと感じています。

【部会長】

専門分野もあることから、審議会における女性委員の比率だけが高ければいいということでもないだろう、ということなのですが、若干下がってしまった。たまたま比率の高い委員会が解散されたからだということだったのですけれども、その辺に関してはどうなのでしょう。積極的にすべての委員会の中で、1人ぐらいいは適切な女性委員を入れるという方向を考えてもらいたいということですか。

【説明者】

片方の性が40%を割らない、つまり今目指すところは、女性委員が40%になるようにということがございますけれども、なかなか数字が上がってないのは現実にあります。ただ、例えば公募の委員の比率でいきますと、ほぼ男女が等しい50%ずつの割合になっています。学識経験者、役職指定の部分で、男性女性の人事異動があった場合に影響を受けてしまうという現状があります。

ただ、やはりすべての審議会において、まず女性が必ず入っていただきたい。そして、それぞれの審議会が40%を目指していきたいという思いです。やはり女性が入ることによってその審議会の中でも意見が活性化をしたり、新たな視点が出たりということが当然あると思いますので、引き続き推進していきたいと思っています。

【委員】

公募で適正な割合になっているというあたりは非常に重要なことだと思います。そういうことでいいのではないかと、そういうことがきちっとできているということをもっとはっきりさせていくことが必要です。

審議会等ではただ増やせばいいということではなくて、よいオペレーションかできるためにどういう人が適材であるか、その適材が女性であれば女性を活用するという考え方をより深める必要があるのではないかと考えているわけです。その辺がややこの表現だけを見ていると、何とかして増やそうとか、割合が低いのはこうだとか、そういうことに終始している。そういったことをちょっと念頭に置いてもう一度チェックしていただく必要があると思っています。

【説明者】

一つ一つの審議会に対して、どれぐらいの割合がよろしいのかというところまでの分析をしたことはありません。やはり一列に並べて評価をしているというのが現状です。

【委員】

町内会、自治会、PTAも、会長だけは男性で副会長はみんな女性という面があります。ぜひそういった方面にも働きかけていただくと、地域に生かした意識の変革になるので、その辺は目標にぜひ加えていただいて、そこに働きかけをやっていただきたいと思いました。

【部会長】

補助事業「男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業」30万円の奨励金は実際にある種呼び水として役に立ってらっしゃいますか。

【説明者】

当初10件を想定して予算を組んだのですけれども、実績としては4件ということです。問い合わせは、かなりあったのは事実です。これは対象が中小企業ということなのですが、結構大企業からもお問い合わせがあり、中小企業の方からも一つの呼び水になっていると思っています。

私どもは、ここであえて男性が育児、介護休業をとったというところ、これはもちろん女性も含めれば実績は当然にすぐ上がると思うのですが、男性の働き方を見直すことによって、逆に女性の働き方にも影響が出てくる、見直せるのではないかとというところで、まず男性の意識を変えていきたいということでこの事業を始めています。実績はもちろん上げていきたいのですが、それと同時に、男性の働き方を何とかして変えていきたいという一つのメッセージの発信というふうにも位置づけていますので、ご指摘のとおり、実績は少ないのですけれども、初年度、初の試みでやった事業としては、効果はあったと思いたいところです。

【委員】

ワーク・ライフ・バランス推進優良企業というのは、大企業も対象になるわけですね。ここに挙がっている企業は、新宿区に本社があると。

【説明者】

いえ、新宿区に本社または事業所という形です。

【委員】

保険会社とかそういうところでたくさんやっているでしょうから、そういうのもどんどん支店という形で入れてしまったらいのじゃないですか。

【説明者】

今働きかけはしているところですが、やはり大企業にとってこの新宿区のワーク・ライフ・バランスの制度のメリットの部分はまだ弱いのかなというところです。

【委員】

そのときに、地域に対しての貢献度、認識を高め、地域の発展のため、CSRで協力をという攻め方をすればいいのではないですか。せっかくこういうのをつくるのだったら、もっともっとそういうレベルでやられないと、遠慮していることはないと思います。

【部会長】

大企業を一つ認定するときと他の企業もどんどん増えてくると思いますので、その辺を戦略的に動いていただければと思います。

続きまして、子どもサービス課、11「子どもの居場所づくりの充実」と12「地域における子育て支援サービスの充実」です。

子どもの居場所に関しましては、「子どもの居場所として、児童館、放課後子どもひろば、学童クラブのあり方について、一定の整理ができた」とあるが、どのような整理ができたかということに関して、「児童館は乳幼児、中高生の居場所としての役割も大きいと整理しました」というお答えなのですけれども、この背景というのがありましたらお教えてください。

【説明者】

児童館は、児童厚生施設としてゼロ歳から18歳未満の子どもさんが憩える場所ということで、当然中高生の居場所も視野に入れて対応してまいりました。

児童の居場所事業は、古くからある児童館、学童クラブ、それにここ最近開設をしている小学校の余裕教室等を使った放課後子どもひろば、と、事業の内容として非常に類似しています。放課後子ども広場事業一つをとっても、何億とかかる事業です。親御さんにしましても、お子さん自身にしましても、自分はどこで放課後過ごそうかという選択肢が広がるという点では大変結構なのですが、あわせて経費が同時にかかっているわけです。この辺の整理をどうしたものかというのがあります。

居場所として類似しているということであれば、整理統合する必要があるのではないかと。同じものであるのであれば、どちらかに寄せて経費削減ができればという考えもあります。所管課としては、必ずしも学校で展開している放課後子どもひろば事業だけで十分賄える内容ではない、放課後子どもひろばがあれば学童クラブや児童館は要らないのではないかとこの発想には現在のところ立っていません。23区内でも、放課後子どもひろば事業を学校で展開するに当たっては、学童クラブをもうやめようと、吸収してやったところもあります。新宿はそうできないという考え方の整理を改めてここでもう一度した、まだ速やかになくすということはありませんというのが所管課の考えです。

【委員】

認識していらっしゃるように、放課後子どもひろばとか学童クラブも非常に類似していて経費もかかると、他の区ではなくしているところもあるということですが、どうやってなくしたのか、そちらのやり方を模倣するなり、やはり経費が二重にかかるのは無駄に見えるのです。乳幼児や中高生の居場所としての役割も大きいとは書いてあるものの、中高生本当に利用してないですね。もちろん地域によって利用しているところもありますが、利用者の10分の1ぐらいですね。中高生の居場所をつくるという意味で、児童館をもっと中高生も利用できるようなになればそれはそれで意味があるのですが、それがなかなか発展していかないと、統廃合というのは可能性として探っていくべき方向のような気がします。

【説明者】

基本的な考え方としては、統廃合を探っていかななくてはいけないと思っています。ただその速度とか、いつの時点でどういう順番でやっていくのかというところで、改めて設置目的があるのだというのを認識したということなのです。

放課後子どもひろばを展開するにあたり、他区の状況を視察しました。基本的に業務委託なのですが、区の職員も必ずそこに1人責任者としていることになっており、きめ細かい対応、家庭のかわりとしての遊び、生活そのものの指導というのは、やはりひろば事業では無理だというようなことをおっしゃっていました。

ただ、児童館については、探る余地はあるのかなというふうに思っています。

中高生の利用はあることはあるのですけれども、非常に比率が少ないです。中高生になると遊びの範囲が広がり、何も児童館でなくてもというのがあります。

今、子ども家庭支援センターに中高生の居場所ということで、時間も1時間延長して午後7時まで、音楽室等のある程度青年期に達したお子さんにも十分耐えられるようなものにしてきています。そういったところが少しずつ整備されるとともに、全児童館を残しておく必要があるのかという話にはなっています。

乳幼児に関しては、親子の集える場所、憩える場所を減らせるかは疑問です。いわゆる虐待ですとか、養育困難ですとか、核家族化のこの世相を考えたときに、若いお母さん方が子育てに悩んだときに、児童館を訪れることによって、職員がグループにうまく入っていけるよう、または引き合わせるとかというちょっとした手助けをすることができる。悩みを気楽に話せることで、虐待や放棄、また苦しんでらっしゃるご家庭を救える、そんな乳幼児親子のための場所としての機能がまだ大きい要素としてあります。

ただ、整理をしていく方向は考える余地があると思います。

【部会長】

子育てサービスのコーディネートできる職員の養成を行うということで、実態を伺ったところ、ソーシャルワーカー研修を実施しているということだったのですが、そこで求めているのは、ネットワークをつくる力なのですね。コーディネートの養成とソーシャルワーク研修というのは必ずしも一致しないと思われまます。新宿区は職員を児童厚生で雇っていますか。

【説明者】

もともとは児童厚生で入ってきた方もいます。現在は福祉ということで、保育士ですとか、または大卒で福祉の大学で勉強された方の採用が専らになっています。

【部会長】

そうしますと、ソーシャルワーク研修も必要なのですが、プラスコーディネート研修、人とどうやってネットワークをつくっていったって、また、その事業をコーディネートしていくか、求められているのはそこなのかなというふうにご回答を読んで逆に思ったのですが、そのソーシャルワーク研修を行ったということで、効果のほどはいかがでしたか。

【説明者】

児童館職員が、親や子どもの相談にどう対応していったらいいか、そういったノウハウを身につけるために、いわゆる社会的な福祉資源等をどう活用していったらいいのか、課題を抱えた家庭に対してサポートしていく力を身に付けることをメインにソーシャルワーク研修をしてきました。

コーディネートについては、子ども家庭支援センターにいる地域活動ワーカーに、子育て支援のための地域における団体の育成や、そういった団体と課題を抱えた家庭との結びつきを図るなどの話も今はしているところです。実際そういうことが少しずつ生かされてきているというのは、館長会などで話を聞いたときに感じているところです。

【部会長】

虐待などもありますから、末端のところでキャッチする力を職員が持つというのはすごく重要だと思えます。そういう意味でソーシャルワーク研修は決して否定するものではないのです

が、やはり何か問題があったときに職員が自分で抱え込まない、うまくコーディネートできる能力というのがこれから重要になってくると思います。子ども家庭支援センターにつなげるだけでもいいですね。そこの職員と一緒にやっていく、コーディネート能力を発揮すれば随分違うだろうと思います。

【委員】

内部評価にある、行政が主体となりながら一部業務委託を取り入れるなどという、その業務委託の部分というのはどこなのですか。

【説明者】

子育て支援でいいますと、学童クラブ事業を順次今区の直営から事業委託にしていっています。

【委員】

子ども家庭支援センター全体は区の直営の内容であって、一部にそういうものがあるとそういうことなのですね。

【部会長】

どうもありがとうございました。

本日で第2部会のヒアリングが終わりました。

今後の進行についてですが、今回の評価シート作成対象は、どういたしましょう。ヒアリングをした事業主体でよろしいですか。

【委員】

質問を出し、回答を得たけれども、結果としてヒアリングはしなかった事業で、意見があるというのは記述して出すというふうにさせていただきたいと思います。

【部会長】

全く内部評価に関して私どもが問題ないと思ったところだけは書かなくていいということでよろしいですか。

もう1点です。全体会の話でいきますと、評価をCにするか、Dにするかというあたりの議論がまだ煮詰まっておりません。

今日の全体会を踏まえて、私どもがCにつけたところをDにして、ある意味インパクトを与えて中でもんでもらうのだという意見が出ましたので、そういう考え方が合うのか合わないのかという問題があると思います。

【委員】

レッドカードを出すことは簡単なのだけれども、今まで曲がりなりにも補助金として交付金を使ってきた意味とか、これからどうするのかという議論を全くしないで、ただレッドカードだけ出していいのか。例えば高齢者というものの定義をこうとらえてやってきたけれども、こう変わってきているのだから、もうやめるのだとするのか、ますます高齢者問題は重要になってきているのだから、団塊の世代を呼び込んでやるのか。呼び込んでやるという方向でないと意味がないのではというような感じもします。

【部会長】

では、次回9月1日は補助事業について、第2部会の方向性を取りまとめるということにします。他に、計画事業評価の取りまとめのための部会を開催する必要があるということです。

〈次回日程調整〉

【部会長】

それでは、9月28日午前10時から、計画事業について、取りまとめの話し合いをします。

今日はこれで終了します。ご苦労さまでした。

〈閉会〉